

船舶事故調査報告書

令和6年1月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年10月9日 04時00分ごろ
発生場所	千葉県勝浦市勝浦漁港 勝浦港南防波堤灯台から真方位354°20m付近 (概位 北緯35°08.6′ 東経140°18.05′)
事故の概要	漁船第八国丸は、右転中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年9月6日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第八国丸、14トン MZ2-10096（漁船登録番号）、株式会社国丸水産 第294-20522号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型 機関長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船首部船底に破口等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風速 約5m/s、視程 約20km 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の中央期、潮高 約58cm (勝浦) 日出時刻：05時39分ごろ
事故の経過等	<p>本船は、船長及び機関長ほか2人が乗り組み、燃料等の補給の目的で、勝浦漁港に向け、機関長が操舵室の上方で立ってリモコンを使用して操縦し、GPSプロッターを作動させ、約6ノットの対地速力で勝浦市浜勝浦西方沖を北進した。</p> <p>機関長は、ふだんと同じように勝浦港西防波堤灯台（以下、灯台及び防波堤については「勝浦港」を省略する。）と南防波堤灯台の中央付近で右転する予定とし、右舷船首方の市場の様子に意識を向けて目視のみで航行を続け、右転を開始したところ、南防波堤付近の浅所に乗り揚げた。（図1参照）</p>

	 <p data-bbox="746 645 1197 676">図1 本船の本事故当時の進路状況</p> <p data-bbox="547 739 1428 817">船長は、損傷状況及び乗組員の負傷の有無等を確認し、本船は、自力離礁して勝浦漁港に着岸した。</p>
<p data-bbox="164 835 225 866">分析</p>	<p data-bbox="547 835 1428 1014">本船は、浜勝浦西方沖を北進中、機関長が、船位を正確に把握しないまま、市場の様子に意識を向けて目視のみで航行していたことから、南防波堤付近の浅所に向けて航行していることに気付かず、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p data-bbox="164 1025 225 1057">原因</p>	<p data-bbox="547 1025 1428 1205">本事故は、夜間、本船が、浜勝浦西方沖を北進中、機関長が、船位を正確に把握しないまま、市場の様子に意識を向けて目視のみで航行していたため、南防波堤付近の浅所に向けて航行していることに気付かず、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p data-bbox="164 1216 309 1247">再発防止策</p>	<p data-bbox="547 1216 1428 1294">今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul data-bbox="584 1317 1428 1395" style="list-style-type: none"> ・ 操船者は、特定の物標等に意識を向けることなく、GPSプロッタ等で船位を確認して変針等すること。